

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ()						
事業評価シート								
予算事業名		安全衛生指導業務		事業開始年度	昭和22年度			
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局安全衛生部計画課 (計画課長 高崎 真一)						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法 ほか						
関係する通知、計画等		第11次労働災害防止計画 ほか						
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費 (項)都道府県労働局共通費 (大事項)都道府県労働局一般行政に必要な経費 等						
実施方法		■直接実施						
		■業務委託等 (委託先等: (独)労働者健康福祉機構、(独)労働安全衛生総合研究所 ほか)						
		□補助金〔直接・間接〕(補助先:)		実施主体:)				
		□貸付(貸付先:)		□その他()				
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/7	常勤役員数	2/6	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	14,251	内、官庁OB	2	役員報酬総額	95,264	官庁OB役員報酬総額	34,174
	積立金等の額	-	内訳	-	今後の活用計画	-		
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	0/5	常勤役員数	0/4	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	111	内、官庁OB	0	役員報酬総額	63,088	官庁OB役員報酬総額	0
	積立金等の額	47,664	内訳	研究員が外部の委員会等の委員となった場合の謝金等	今後の活用計画	中期計画終了後に国庫返納		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働者の命と健康を守るため、事業者が労働安全衛生法ほか関係法令の規定に基づき、労働災害を防止するための具体的措置を実施できるよう専門技術的見地から事業者を指導・援助するため。						
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、労働者等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボイラー、圧力容器等の危険な機械の製造許可、製造時検査の実施 ○機械設備の設置、建設工事、石綿解体工事等を開始する際の計画届の審査、改善指導、実地調査、検査の実施 ○職業性疾病の予防対策(化学物質による健康障害(職業がんを含む。)、じん肺管理区分の決定、電離放射線障害の予防、離職後の健康管理(石綿作業等従事者の離職後の健康診断)等) ○災害調査の実施等(災害調査、労働者死傷病報告の分析等により災害原因や再発防止策を特定) ○安全衛生教育の実施(危険・有害な業務に係る免許、技能講習、検査・検定等の制度の運営) ○労働者の健康管理対策(事業場内の安全衛生委員会の運営支援・指導、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する支援等) ○メンタルヘルス対策(衛生委員会での調査審議、心の健康づくり計画の策定、メンタルヘルス推進担当者の選任、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備等の指導) ○過重労働対策(定期健康診断における血中脂質、血圧等の項目の有所見率を引き下げるための対策(医師による意見聴取、作業転換や労働時間短縮等の事後措置、保健指導、健康教育等)の実施) 						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	5,356 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	11,688 百万円		担当正職員	11,475,816 千円	1,262	人	
総計	17,044 百万円	臨時職員他		211,785 千円	87	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	16,543						
	H19(決算上の不用額)	426						
	H20(決算額)	16,259						
	H20(決算上の不用額)	586						
	H21(予算(補正込))	17,417						
	H21(決算見込)	16,482						
H22予算	17,044							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	(目)労働災害防止対策事業委託費	4,207百万円	(目)庁費	526百万円	(目)施設整備費	257百万円	その他	366百万円

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ()				
事業評価シート						
予算事業名	安全衛生指導業務		事業開始年度	昭和22年度		
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局安全衛生部計画課（計画課長 高崎 真一）					
事業/制度の 必要性	<p>労働安全衛生指導業務は、事業者が労働安全衛生法ほか関係法令の規定に基づき、労働災害を防止するための具体的措置を実施できるよう専門技術的見地から指導・援助するものである。このため、これを行わないこととした場合には、以下にあるとおり労働災害が増加するものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険・有害な業務について、計画段階における改善指導や実地調査による確認が行われず、危険な機械の使用、危険な建設工事、職業がんにつながる石綿解体工事などが行われ労働災害が多発する。 ・災害調査や労働者死傷病報告の分析等を通じた災害原因や再発防止策の特定が行われず、同種災害が繰り返し発生する。 ・メンタルヘルス対策や過重労働対策といった身体の負傷によらない健康障害対策については事業者の取組への関心が相対的に低いため、労働者の健康確保対策が推進されない。 					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	鉱山保安業務（経済産業省）					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	鉱山保安業務は、鉱山における人に対する危害の防止のみを所掌。安全衛生指導業務は、鉱山保安業務が対象とするもの以外のすべての事業の労働安全衛生を所掌。					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		計画届の改善指導件数	件	13,465	11,742	10,839
		災害調査件数	件	3,155	2,966	2,754
	個別指導件数	事業場	19,068	19,016	21,313	
予算執行率		%	—	—	—	
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		死亡労働災害	人	1,357	1,268	1,075
		休業4日以上の死傷災害	人	121,356	119,261	105,718
	職業性疾病件数	人	8,684	8,874	7,491	
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	<p>第11次労働災害防止計画（平成20年度～24年度）においては、計画期間中に死亡災害を20%、死傷災害を15%それぞれ削減するという目標を立てているが、死亡災害、死傷災害ともに当初計画を上回る達成となっている。</p>					
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>【ヒト（組織のスリム化）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労災防止指導員制度の見直し（1,343人：H22→900人：H23） 【モノ（余剰資産などの売却）】 ○国際安全衛生センターの土地は、隣接する産業安全研究所（現（独）労働安全衛生総合研究所）の土地（固有地）を平成10年に分筆したものである。現在、（独）労働安全衛生総合研究所においては、他の試験研究独法等との統合が検討されていることから、その検討に併せて今後の取扱いを決定する。（分散している研究施設の集約化についても検討中。） ○産業安全会館内の産業安全技術館については、平成22年度末で事業廃止の予定であるため、空きスペースをテナントとして賃貸する方向。 ○安全衛生技術センターについては、同施設を貸与している（財）安全衛生技術試験協会に一部又は全部を売却する方向。 【カネ（財政支出の削減）】 ○平成22年度の170.4億円のうち、安全衛生指導業務に要する128.3億円については、人件費が116.9億円、事務費が11.4億円であるところ、労災防止指導員制度の見直しに伴い1千万円程度を削減するほか事務費の一層の経費削減に努める。 ○委託事業に要する経費42.1億円については、快適職場形成促進事業を廃止することにより1.7億円を削減するほか、他の事業についても廃止、縮減に努める。 ○なお、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、受動喫煙対策、メンタルヘルス対策の推進が盛り込まれたことから、これらに関する新たな事業を行う必要があると考えられるため、財政支出については概算要求時までには確定。 【事務・事業の改革】 ○業務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・検査業務の民間移管 都道府県労働局において実施しているボイラー、第一種圧力容器の製造時検査（構造基準への適合を確認するための検査：約4,600件：平成21年度）について、民間の登録機関が実施できるよう制度改正を実施。（平成23年度） ・快適職場認定制度の廃止 事業者が快適な職場環境の形成のための計画を策定し、都道府県労働局長に提出した場合の認定制度（約3,000件：平成21年度）について廃止。（平成23年度） ○メンタルヘルス対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の実態把握と制度改正 職場におけるメンタルヘルス対策の充実が強く求められている中、定期健康診断の際にメンタルヘルス不調のスクリーニングを行い、その後の措置につなげる仕組み等について、労働政策審議会において制度改正に向けた審議を開始する予定。この検討に資するため、事業場におけるメンタルヘルス対策についての実態を把握するための緊急調査を実施。（当該情報については、従前から「労働者健康状況調査」（5年ごと）で把握してきたが、直近の調査が平成19年であることから、緊急に実態把握を行うこととしたもの。）（平成22年度） ・安全衛生指導業務に従事する職員の専門性の向上 メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保対策の重要性の高まりを踏まえ、都道府県労働局、労働基準監督署で安全衛生業務に従事する職員に対し、メンタルヘルスに関する専門性（精神医学、メンタルヘルス改善、指導手法、メンタルヘルスに係る労務管理）を向上させるための研修を拡充して実施。 				

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ()	
事業評価シート			
予算事業名	安全衛生指導業務	事業開始年度	昭和22年度
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局安全衛生部計画課（計画課長 高崎 真一）		
平成23年度予算の方針(担当部局案)	<p>（見直しの上） （見直しをせず）</p> <p>廃止 増額 現状維持 減額</p> <p>（新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、受動喫煙対策、メンタルヘルス対策の推進が盛り込まれたことから、これらに関する新たな事業を行う必要があると考えられ、財政支出については概算要求時までには確定。）</p>		
比較参考値 （諸外国での類似事業の例など）	<p>○死亡労働災害(再掲) 平成19年度 1,357人、平成20年度1,268人、平成21年度1,075人</p> <p>○死亡労働災害の国際比較（労働者10万人当たりの労働災害による死者数） 日本 2.1人、アメリカ2.3人、イギリス1.3人、フランス3.4人、ドイツ2.1人</p>		
特記事項 （事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等）	<p>（事業・制度の沿革） 昭和22年 労働基準法制定（安全衛生規則） 昭和47年 労働安全衛生法制定 （これまでの予算削減に向けた取組み） ・民間機関の活用により危険・有害な業務に係る免許試験（衛生管理者等18種類）、技能講習、実技教習（石綿作業等37種類）、機械等の検査、検定を効率化 ・平成19年度から22年度までの4年間で定員24人、人件費4.6億円を削減。 ・委託費については、例外なく企画競争方式による入札を実施。 （目標達成のための業務の改善） ・平成20年度より、事業場におけるリスクアセスメントの普及、メンタルヘルス対策の推進についてPDC A方式による目標設定、進行管理、評価、改善等を導入。</p>		

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載